

# 西照寺合同墓使用規定

西照寺HP <http://nisitera.eek.jp>

合同墓写真

(目的)

第1条 この規程は、宗教法人西照寺が運営管理する合同墓の使用について、必要な事項を規定するものである。

(名称及び位置)

第2条 西照寺合同墓（個室型 及び 集合型） 高岡市吉久2丁目4-40 西照寺境内地

(管理者)

第3条 合同墓の管理者は、西照寺の代表役員（住職）とする。

(使用)

第4条 使用者は、使用名義人の登録と使用規定承諾書を提出し、管理者の承認を受けなければならない。また、使用名義人の変更或いは死亡の場合は、半年以内に相続者の新たな使用名義人登録と使用規定承諾書を提出しなければならない。

相続者の使用名義人が見つからない場合、縁故者の登録を認める。ただし、縁故者は管理費を負担しなければならない。

(典礼)

第5条 浄土真宗本願寺派の典礼に則って行うものとする。管理者(西照寺)以外が典礼を行う場合は、管理者の許可を必要とする。

(収蔵期間)

第6条 永代とする。ただし、災害等不可抗力の事故や経年劣化により合同墓が使用不能となり再建不可能な場合、又は、管理費の未納や第4条規定の新たな使用名義人若しくは縁故者の未登録が20年以上続いた場合、管理者は遺骨を別途合葬することができる。

(使用料)

第7条 管理費は、年間千円、5年毎に5千円を徴収し、期間は50年間とする。ただし、一括して永代管理費として5万円納入することができる。(個室型合同墓のみ。5年毎に納めて頂く場合1割以内で管理費を改定する場合がある) 永代使用料は下記表の通りである。

個室型	(A)	内寸W30.H36.D45cm 全32区画	収納可能骨壺	永代使用料	管理費
前側	上・中・下段		2体	28万円	年間千円
後側	上・中段		2体	23万円	年間千円
後側	下段		2体	20万円	年間千円
個室型	(B)		収納可能骨壺	永代使用料	管理費
前側	上段	内寸W40.H36.D45cm 2区画	4体	38万円	年間千円
前側	中段	内寸W40.H36.D30cm 2区画	2体	30万円	年間千円
前側	下段	内寸W40.H36.D60cm 3区画	6体	48万円	年間千円
後側	上段	内寸W40.H36.D45cm 2区画	4体	33万円	年間千円
後側	上段	内寸W40.H36.D60cm 1区画	6体	43万円	年間千円
後側	中段	内寸W40.H36.D60cm 3区画	6体	43万円	年間千円
後側	下段	内寸W40.H36.D30cm 3区画	2体	22万円	年間千円
集合型			一体につき	10万円	不要

※個室型(B)の収納可能骨壺数は直径20cm以下のものを基準にしています。

・個室型合同墓に於いては、家紋・家名などを刻むことができる(実費必要)。

(移転・譲渡・解約)

第8条 管理者の許可無く、遺骨の移転収納や使用权を第三者に譲渡転貸してはならない。

第9条 管理者は、使用者が使用規定に違反する場合、或いは使用者の申し出があった場合、これを解約することができる。

解約にあたっては、使用開始日から切り上げて年数を算出し(つまり一年を1日でも過ぎれば2年と計算する)、集合型合同墓は一体につき年5千円・個室型合同墓は一区画年一万円として計算して、差額を返金する。ただし、個室型合同墓に家紋・家名などを刻まれた場合、新品の蓋の墓石を実費負担していただく必要がある。

(その他)

第10条 自然災害等の不可抗力による事故、又は第三者によって生じた事故並びに盗難等については、管理者はその責を負わない。

第11条 本規約に定めのない事項については、その都度協議し決定する。

付則 本規定は、平成24年6月20日から施行する。平成24年11月12日 一部改定。

## 使用名義人登録並びに使用規定承諾書

今般、西照寺合同墓使用規定を承諾し、使用名義人として登録します。

年 月 日

名前	住所	電話	収納遺骨に対する続柄

合同墓使用開始年月日

年 月 日

相続使用名義人、若しくは、登録縁故者の予定者

名前	住所	電話	収納遺骨に対する続柄